

富山市上下水道局建設請負工事検査結果処置検討委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、富山市上下水道局建設請負工事の修補取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく富山市上下水道局建設請負工事検査結果処置検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、修補の処理について協議し、その結果を検討委員会報告書により上下水道局長に報告する。

(設置)

第3条 委員会は上下水道局に設置する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は、上下水道局次長とし、委員は、工事担当課長、契約出納課長、契約出納課工事検査員及び委員長が指定する職にある者とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、工事担当課長がその職務を代理する。

3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名したものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の招集は、工事担当課長から開催請求があったとき、直ちに委員長が行う。

(検査員の出席)

第7条 検査員は、委員会に出席し、検査の結果及び修補の必要性について説明し、意見を述べるものとする。

(監督員の出席)

第8条 監督員は、委員会に出席し、請負者から提出された、修補工事工法協議書について説明し、意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができるものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、契約出納課に置くものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平23年4月1日から施行する。